

# 基礎研 レポート

## Brexit に向けての英国政府の対応 —No-deal(合意なし)シナリオも踏まえた 保険監督当局等の検討状況—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

Brexit (英国の EU 離脱) を巡る動向については、引き続き不透明な状況にあり、このままいけば、No-deal Brexit (合意なき英国の EU からの離脱) の可能性も否定できない状況になってきている。

こうした状況下で、英国政府 (各種の監督当局を含む) は、No-deal Brexit シナリオを含む形での Brexit に備えた対応を着実に進めていくことが求められている。これは、保険事業における保険会社に対するソルベンシー II 等の規制への対応やクロスボーダーの (国境を越えた) 保険契約の取扱等についても当てはまることである。

英国の保険会社の監督を担っている財務省 (Her Majesty's Treasury : HM Treasury) やイングランド銀行 (Bank of England) や PRA (Prudential Regulation Authority : 健全性規制機構) も、各種の分野において Brexit に向けた必要な対応を検討してきている。

こうした動きの中で、今回、英国財務省は、10月9日に、Brexit 後にソルベンシー II を国内法に適用する場合に必要となる関連する法規制等の修正について規定したドラフト法律文書 (Draft statutory instrument) である「ソルベンシー II と保険 (改正等) (EU 離脱) 規則 2018 (Draft Solvency II and Insurance (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2018)」 (以下、「ドラフト SI」という) を公表<sup>1</sup>した。

さらには、英国政府は、これに先立つ8月23日に、No-deal Brexit の結果に備えて、自身の緊急時対応計画に関するガイダンス「Brexit の合意がない場合の銀行、保険及びその他の金融サービス (Banking, insurance and other financial services if there's no Brexit deal)」 (以下、「No-deal Brexit ガイダンス」という) を公表<sup>2</sup>している。

今回のレポートは、このドラフト SI 及び No-deal Brexit ガイダンスの内容を中心に、英国政府における Brexit への対応状況について報告する。

<sup>1</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/draft-solvency-ii-and-insurance-amendment-etc-eu-exit-regulations-2018>

<sup>2</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/banking-insurance-and-other-financial-services-if-theres-no-brexit-deal/banking-insurance-and-other-financial-services-if-theres-no-brexit-deal>

## 2—ソルベンシー II に関するドラフト SI について

この章では、ソルベンシー II に関する「ドラフト SI」について、報告する。

### 1 | 今回のドラフト SI の位置付け

今回のドラフト SI は、英国におけるソルベンシー II の実施に関連する EU 法の改正を行うための草案である。これらの改正は、EU（離脱）法（EU (Withdrawal) Act）の下で行われる。

EU（離脱）法 2018 は、英国が EU を離脱する日に、1972 年の欧州共同体法を廃止し、直接適用される EU 法の既存本体を英国の国内法に転換する。この法律の目的は、EU を離脱する日に機能する法令ブックを提供することにある。

この法律はまた、効果的な運営のための EU 法の失敗又はその他の EU 法の不備を防止、是正又は緩和するための法定文書（SIs）を作成する権限を閣僚に与える。

財務省は、これらの権限を使用して、英国がどのようなシナリオにおいても機能する金融サービス規制制度を継続して維持していることを保証している。

この SI は、英国が EU から離脱するために政府が準備を進めているより広い作業の一部である。EU 外での英国の新しい立場を反映し、又は移行を円滑にするするために必要な場合を除いて、政策変更を行うことを意図したものではない。この SI で行われる変更は、我々が期待しているように、移行期間（implementation period）<sup>3</sup>に入るならば、2019 年 3 月 29 日に有効にはならない。

### 2 | 今回のドラフト SI の概要

今回のドラフト SI は、英国が EU から離脱したことに起因する保険部門の健全性規制のための保持された EU 法の不備に対処している。それは法律が離脱後から効果的に運営され続けることを確実にすることを目指している。

説明用の政策ノートとともに、ドラフト SI 自体が提供されている。

### 3 | 今回のドラフト SI の内容

今回のドラフト SI の内容について、財務省の説明資料に基づくと、以下の通りとなっている。

政府のビジネスや消費者への継続性を提供するというオンショアリング方針と整合して、ソルベンシー II の政策アプローチとソルベンシー II の法律に定められている主要なプルデンシャル要件は、英国が EU を離脱した後も変わらない。しかし、英国が EU 圏外になった時点で、ソルベンシー II 制度が効果的に運用されるようにするためには、法律への一定の不備修正が必要となる。

これらの不備修正は、以下の 6 つの内容となっている。これらの分野を除いては、EU 規制が全面的に移行されることになる。

#### (1)クロスボーダーの(国境を越えた)EEA 保険／再保険会社のグループの規制

EU 規制の他の分野と同様に、保険会社及び再保険会社は、EU の共同監督の枠組みの対象となる。こ

<sup>3</sup> 2019 年 3 月 29 日に英国が EU から離脱しても、2019 年 3 月 30 日から一定期間（現在の合意では 2020 年 12 月末）までの間は EU 内の英国国民の権利が保護されること等が合意されており、この経過措置的な期間を言う。英国の立場からは、Brexit が開始される期間であることから「実施期間（implementation period）」の名称が付与されているが、このレポートでは、一般的に使用されている「移行期間（transition period）」の名称を使用している。

これは、それぞれの EEA (欧州経済地域) の監督当局による単体企業の監督に加えて、グループの監督のためのリード責任を割り当てられた1つの EEA の監督当局を有することで、クロスボーダーの保険又は再保険グループのためのソルベンシーII 要件がグループに適用されることを可能にする。ソルベンシーII は、EEA 全体を通じたグループ監督が効果的であることを確実にするために、どの EEA 監督者がグループ監督を担当しているか、グループ監督者が影響を受ける他の EEA 監督者とどのように協力しなければならないのかを含む、このアプローチの基礎を規定している。監督の協力は、全ての関係ある EEA 監督者が参加する監督者の「カレッジ」を通して行われる。

最終的な親会社が EEA に本店を置く場合、ソルベンシーII のグループ監督は現在、最終的な親会社のレベルで適用される。グループのソルベンシーは、最終的な親会社のレベルで評価される。グループソルベンシー資本要件(SCR)は、グループ監督当局及び関連するその他の監督当局の承認を条件として、グループ内部モデルを使用して計算することができる。ガバナンス及び報告要件は、グループにも適用され、グループ構造の性質とそのリスクプロファイルを反映していなければならない。

離脱後は、EU が英国を「第三国」として扱い、英国はソルベンシーII の EEA におけるグループの処理の基礎となる共同監督メカニズムの外にあると想定されている。したがって、EEA 保険子会社を有する英国のグループは、EEA 監督当局によるグループ監督の対象となる可能性がある(英国のグループ監督が同等であるとはみなされない場合)。英国のソルベンシーII 制度は、EU27 カ国が第三国として扱われるように改正される予定である。これは、英国の保険子会社を有する EEA グループは、PRA によるグループ監督の対象となることを意味する(同等性評価がない場合)。

## (2)同等性

ソルベンシーII の下では、第三国の規制又は監督体制は、ソルベンシーII に定められたアプローチと同等であると欧州委員会がみなすことができる。第三国体制は、再保険規制、保険会社及び再保険会社に適用されるソルベンシー計算、又はグループ監督のための監督上のアプローチに関して同等である可能性がある。同等性の決定は、EU と第三国間の規制要件又は監督上の要件の重複を減らし、またサービスと商品の取引を促進する可能性がある。

英国が EU を離脱すると、英国はもはや欧州委員会の管轄下に入らなくなる。ソルベンシーII 制度が英国で有効に機能し続けることを確実にするために、財務省は第三国制度の同等性決定を行う欧州委員会の機能を担い、PRA は現在 EIOPA が第三国の制度の技術的評価を提供する上で有している役割を果たす。

欧州委員会が既に第三国に対して同等の決定を下した場合、これらは EU (離脱) 法によって英国法に組み込まれ、これらの第三国との英国の規制及び監督上の関係に引き続き適用される。

## (3)EU 資産のリスクウェイト

ソルベンシーII を含む EU の金融サービス規制は、EEA 内に由来している特定の資産及びエクスポージャーに対して、優先的なリスク・チャージを提供している。これには、EU の長期投資ファンド(EuLTIFs)、EU 社会起業資金(EuSEFs)、EU ベンチャーキャピタルファンド(EuVECAs)に関連する EEA のソブリン債務及びエクスポージャーが含まれる。英国が EU から離脱した場合、EU の法律はもはやそのような英国のエクスポージャーを EEA のエクスポージャーとして分類せずに、それらは EEA のエクスポージャーに対する優先的な取扱いではなくて、一般的な第三国の要件に従うことになると仮定される。同様に、EU 規制の英国

の国内化バージョンは、英国が、EEA のエクスポートを他の国からのエクスポートとして扱うことを要求しているため、これらのエクスポートに対する優先リスク・チャージを除去することになる。財務省は、これらの変更のための可能な移行手続について検討している。

#### (4)機能の移管

英国の単独のソルベンシー II 制度が効果的に機能するためには、EU 機関が実施する特定の主要機能を適切な英国の機関に移管する必要がある。上記の同等性機能に加えて、英国に移管する必要のある主要なソルベンシー II の機能は、次の通りである。

- ・保険及び再保険会社が負債を評価するために使用しなければならない「マッチング調整及びボラティリティ調整」の計算に使用される「リスクフリーレート」に関する技術情報を生成する EIOPA の機能。この機能は PRA に移管される。
- ・EIOPA は、ソルベンシー II 委任規則に示されているように、標準的な計算式で使用される相関パラメータの維持管理を担当している。この機能は、これらのパラメータを PRA のルールブックの一部とみなして、PRA に移管される。
- ・リスクフリーレートと相関パラメータに関する技術情報を公表する欧州委員会の責任は、PRA に移管される。
- ・監督当局が回復期間を延長して、ソルベンシー資本要件(SCR)への準拠を再確立するために使用できる、保険市場にとっての「例外的な悪影響」を宣言する EIOPA の責任。この機能は、イングランド銀行健全性規制委員会(Prudential Regulation Committee of the Bank of England)に移管される。

#### (5)英国と EEA 規制当局間の情報共有と協力の必要性

ソルベンシー II では、EEA 当局と協力して情報を共有するための英国当局に対する拘束力のある義務がある。これらは、PRA に対し、EU の監督カレッジを通じて EEA 監督当局と協力し、共同決定することを義務付けている。また、PRA は EEA の監督者及び EIOPA と特定の種類の監督情報を共有することも求めている。

英国が EU を離脱する際の英国の新しい地位を反映するために、これらの義務は英国の法律から削除される。これは、英国がもはや EU の加盟国にならなくなることを前提としており、英国が一方的(unilateral)かつ相互主義の保証なしに情報の共有や EU との協力を義務付けられないことを保証するものである。代わりに、英国当局は、他国の規制当局との協力や情報共有のための既存の国内枠組み条項を遵守することが求められる。事実、EU と EEA 当局との相互に有益な監督上の協力を高いレベルで維持することは、英国の確かな意志である。

#### (6)拘束技術基準

EU の金融規制制度の下で、欧州委員会は、EU 監督機関(ESAs)によって策定され、起草された拘束技術基準(Binding Technical Standards:BTS)を除いて、法制化を担当している。財務省は、金融サービス規制全般にわたり、全ての BTS の責任を英国規制当局に移管している。この機能が実行される基準は、金融規制当局権限(技術基準)行政委任立法に記載されている。

ソルベンシー II については、現在指令に定められている BTS の全ての義務は、PRA に委譲された命令を

満たす責任を負って英国法に持ち込まれる。PRA は、BTS が離脱の初日から効果的にワークするように、ソルベンシーII BTS における不備を修正する責任がある。そして PRA は、これらの BTS が離脱後にその目的に適合したままであることを確実にする責任がある。

#### 4 | 今回のドラフト SI に伴うその他の対応

PRA は、この SI を通じて導入された変更を反映し、そして英国が EU を離脱する結果としての任意の不備に対処するために、そのルールブック（金融サービス市場法の下で PRA によって作られたルール）とソルベンシーII BTS を更新する。

PRA は、秋にこれらの変更について協議する意向を確認した。

#### 5 | 今回のドラフト SI の利害関係者

主要な利害関係者は、英国のソルベンシーII の下で規制されている保険及び再保険会社と、離脱後に英国の監督を受けることになる EEA パスポート会社（EEA のパスポート権によって事業展開している会社）である。

財務省は、可能な限り、これらの変更の認識を確実にするために、業界団体と協力してきた。この SI の意図は、英国の EU 外の新しい立場を反映し、このポジションへの移行を円滑にすること以外に、政策変更を行うことではない。

この SI には、ジブラルタルの金融サービス会社が 2018 年 3 月の英国政府の声明<sup>4</sup>及びジブラルタルをより一般的に扱うその他の規定に沿って、英国市場への継続的なアクセスを確保するために必要な規定は含まれていない。必要に応じてジブラルタルを扱う規定が将来の SI に含まれる。

#### 6 | 今後のステップ

財務省は、秋に議会にこの SI を提示する予定である。

ドラフト SI は、金融サービス法のオンショアリングに関するアプローチの詳細を、議会と利害関係者に提供することを意図している。ドラフト SI は開発中である。提案のドラフト作成アプローチやその他の技術的側面は、最終的な法律文書が議会に提出される前に変更される可能性がある。

### 3—No-deal Brexit(合意なき英国の EU からの離脱)に対する英国金融規制当局のガイダンス

この章では、「No-deal Brexit ガイダンス」について、報告する。

英国の政府や金融規制当局は、No-deal Brexit（合意なき英国の EU からの離脱）シナリオにも対処できるように、以前から各種の検討を行ってきた。例えば、6 月には、移行に対応するために法制の枠組みがどのように調整されるかについての戦略を明らかにした<sup>5</sup>。

こうした流れの中で、英国政府は、8 月 23 日に、ガイダンス「Brexits の合意がない場合の銀行、保険及びその他の金融サービス (Banking, insurance and other financial services if there's no Brexit deal)」<sup>2</sup>を初めとする 25 の文書を公表した。

<sup>4</sup> <https://www.gov.uk/government/news/uk-government-statement-following-the-jmcgen-wednesday-8-march-2018>

<sup>5</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/720298/HM\\_Treasury\\_s\\_approach\\_to\\_financial\\_services\\_legislation\\_under\\_the\\_European\\_Union\\_Withdrawal\\_Act.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/720298/HM_Treasury_s_approach_to_financial_services_legislation_under_the_European_Union_Withdrawal_Act.pdf)

## 1 | 今回のガイダンスについて

このガイダンスの公表について、英国政府は、この段階では、「交渉結果を確保する上で英国と EU の相互利益を考えれば、英国が合意なしに EU を離脱するシナリオ（「No deal」シナリオ）は起こりそうもないことのみである。」との前提の下に、しかしながら、「政府は、2019年3月の潜在的な『No deal』の結果を含め、全てのシナリオで英国が1日目から準備を整えるための重要なプログラムを実施している。」として、一連の技術告知を行っていきとしており、今回のガイダンスはそのシリーズの一部と位置付けている。

英国政府は、こうした一連の技術告知により、「会社や市民が『No deal』のシナリオで行う必要があることを理解できるように情報を設定しているため、情報に基づいた計画と準備をすることができる。」としている。

## 2 | 今回のガイダンスの目的

この通知の目的は、ステークホルダー（金融サービス会社とファンドの個人及び法人顧客、金融サービス会社、ファンド及び金融市場インフラストラクチャ）に、英国が No deal で EU を離脱することの影響についての情報、及びどのようなシナリオにおいても機能する金融サービスの規制枠組みを有していることを確実にするための政府のアプローチを提供することである。

## 3 | 今回のガイダンスの概要

今回のガイダンスの概要については、以下の通りとなっている。

この文書は、交渉の終結の可能性の意味合いと、政府がどのような行動をとる用意があるのかについて、英国の主要ビジネスの一部に技術的助言を与えている。

金融サービスについては、混乱が生じることを最小限にすることを確実にするため、一方的な規制手順が含まれている。

No-deal Brexit シナリオには、企業が活動を継続できる法的枠組みが確保されることを確実にするために、以前に発表された一方的なイニシアティブが含まれている。

これには、例えば、EEA の会社が英国の規制当局による事業の承認を待っている間に、EEA の企業が Brexit の後、英国で最大 3 年間事業を継続できるようにする「暫定的許可制度（Temporary Permission Regime : TPR）」の導入が含まれている。

No deal の結果の場合、英国は、EEA の会社と英国ベースの顧客との間の保険契約などの契約上の義務が、TPR によってカバーされない場合でも満たされるように、法律を導入することを計画している、と主張している。

今日の技術的助言は、国境を越えた契約の保護やパスポートの権利の必要性を認識しているが、No deal は、EEA 会社が第三国会社として扱われ、EEA 顧客は EU からの保護を求めるべきであることを意味している、と明確に述べている。

「EU の措置がない場合、EEA に現在パスポート権で営業展開している英国会社の EEA 顧客は、融資や預金サービス、保険契約にアクセスできなくなる可能性がある。」としている。また、「英国の当局は、英国会社の EEA 顧客に対するリスクを完全に解決することを、一方的な行動を通じてはできない。」と述べている。

英国政府が7月に公表した Brexit に関する白書<sup>6</sup>では、英国と EU 市場間の重い相互依存関係から、これらの契約タイプに特化した第三者機関制度を設立するように、具体的に EU に要請した。

Brexit 担当大臣の Dominic Raab 氏は、No deal の通知のリリースに先立つ演説で、「No deal の場合には、そして EU が実際に相互承認するかどうかにかかわらず、少なくとも短期間でできるだけ多くの連続性を維持するために、一方的な対応を行うことに意味がある。」と述べた。

彼はまた、これが今後数週間続く一連の通知の中の最初であるとし、「No deal の場合に、リスクを管理し、緩和することによって、課題に対処し、先に横たわる機会をつかむことによって、英国国民のために Brexit を届ける準備ができている。」と述べた。

#### 4 | 今回のガイダンスの具体的内容

今回のガイダンスの具体的内容については、以下の通りとなっている。

以下の内容は、基本的にガイダンスの該当箇所を翻訳して紹介している

##### (1) No deal の場合の 2019 年 3 月 29 日以降の取扱と対応

EU (離脱) 法 2018 は、金融サービスに関連するものを含む EU 法を、離脱日に英国の法令ブックに移管する。また、閣僚に対して、離脱時点で完全に機能する金融サービスシステムの枠組みが存在することを保証するために法律を改正する権限を与えている。

英国が EU を離脱すると、EU の金融サービス規制の枠組み外になる。「No deal」のシナリオでは、EU 関連の英国会社の地位は、関連当事国の規則及びその時点で第三国 (EEA 外国) に適用される適用可能な EU 規則によって決定される。

また、英国は、一般に、EEA の国と EEA の会社を、その他の第三国とそれらの国々の会社と同じように扱うことをデフォルトとしている。しかし、政府は、機能的な立法制度が整備されることを確保し、金融サービスの提供の継続性に対する中断を最小限に抑え、重大な意図しない結果を避け、英国の消費者の既存の権利を守り、又は金融の安定性を確保するために、このアプローチから乖離する可能性があることを確認している。

これの重要な例の 1 つは、暫定的許可制度 (Temporary Permissions Regime : TPR) を導入するという政府のコミットメントであり、これは、現在英国にパスポート権を通じて参入している EEA の会社が、英国の監督当局からの完全な認可を申請している間に、離脱後 3 年間まで、英国で事業を継続できることを認める。政府は TPR を提供する法案を公表し、金融規制当局と金融行動監視機構 (FCA) は TPR を実施するためのアプローチを公表し、PRA は TPR に対する期待を示した。EEA の電子マネー及び支払い機関、登録されたアカウント情報サービス提供者、及び英国で販売されている EEA ファンドについても同様の暫定的な制度が提供される。

政府はまた、必要に応じて、EEA 会社と暫定的許可制度の対象外の英国に拠点を置く顧客との間の契約上の義務が引き続き満たされるのを保証するために、これと並行して法律を制定することをコミットしてきた。

政府はすでに清算機関 (central counterparties : CCPs) の暫定的許可制度 (TRR) を設立するた

<sup>6</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/725288/The\\_future\\_relationship\\_between\\_the\\_United\\_Kingdom\\_and\\_the\\_European\\_Union.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/725288/The_future_relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union.pdf)

めの二次法案を作成している。この制度により、英国以外の CCPs は、英国での認定を申請している間に、英国会社に対して最高3年の清算サービスを提供し続けることを認める。イングランド銀行は、英国以外の CCPs を認識するためのアプローチについての詳細を発表している。

政府はまた、次のような移行的な取り決めるを行うための法案を提出する予定である：

- ・証券集中保管機関（Central Securities Depositories：CSD）
- ・信用格付け機関（Credit Rating Agencies）
- ・トレード・リポジトリ（Trade Repositories）
- ・データレポートサービスプロバイダ
- ・現在のファイナリティ指令（Settlement Finality Directive）の下にある制度
- ・認可されたファンドの預託者

政府は、また EU（離脱）法 2018 の権限を利用して、金融サービス監督当局に、会社が TPR と TRR における会社を含む EU を離脱する英国に関連している場合に、これらの会社に対する離脱後の規制要件を段階的に導入することを認める一般的な移行ツールを提供することをコミットしている。これにより、会社に、調整に必要な時間を与え、離脱時点での崖っぷちを避けることができる。

政府は、現在欧州の機関が実施している機能を適切な英国の機関に移管する。

これらの一方的な行動に加えて、政府は、No deal シナリオから生じるリスクを特定するために、欧州のパートナーと協力することをコミットしている。イングランド銀行と欧州中央銀行（ECB）は、2019年3月29日頃の金融サービス分野のリスク管理に重点を置いて、財務省と欧州委員会が発表した技術ワーキンググループを招集した。必要に応じて、イングランド銀行と ECB は、FCA のような他の関係当局を、その専門知識が議論をサポートするために必要とされる場合に、招聘する。

## (2) 個人及び法人顧客への示唆

金融サービス会社の顧客がどのような影響を受けるかは、彼らがどこにベースを置いているのか、彼らの会社がどこにあるのか、どのような規制上の権限の下で彼らが事業を行っているのか、そしてアクセスするサービスによって異なる。顧客の行動が必要な場合、会社は適切な時期にこれを顧客に伝えるべきである。

ここでは、個人顧客に関する記述のみを主として報告する。

### (2-1) 個人及び法人顧客—英国に本拠を置く提供者の英国ベースの顧客

英国に本拠を置く提供者によって完全に提供された英国の国内サービスにアクセスする英国ベースの顧客にとっては、離脱の結果として何らかの変化がある可能性は低い。英国の顧客が会社の離脱計画の影響を受ける場合、これは会社によって顧客に明確に伝えられるべきである。

英国で預金取引及びリテールバンキングサービスを提供する一部の EEA 会社は、英国の認定子会社を通じて、そうしている。英国が EU を離脱した結果、英国の認可が変更されることはなく、引き続きサービスを提供することができる。あなたは、あなたの会社が英国の規制当局の認可を受けているかどうかを、金融サービス登録簿で調べるか、あなたの会社からの文書をチェックするか、あなたの会社のウェブサイトをチェックするか、会社に直接連絡する必要がある。

このシナリオでは、英国に拠点を置く決済サービスプロバイダーは、TARGET2 や単一ユーロ決済



圏（SEPA）などの中央決済インフラストラクチャへの直接アクセスを失い、顧客（これらのプロバイダを使ってユーロ支払いを処理するビジネスを含む）のユーロ取引のコストが増大し、処理時間が遅くなることになる。政府は、SEPA の加盟国を第三国に残す可能性を最大限に高めるための支払い法制を整理しようとしている。これにより、より低価のユーロ取引が今日と同じ時間内に処理されるようになる。

英国と EU の間のカード支払いの費用は増加する可能性が高く、これらの国境を越えた支払いは課徴金の制限によってもはやカバーされなくなる（特定の支払い方法を使用している消費者に課金することができなくなる）。

## （2-2）個人及び法人顧客—英国で事業展開している EEA 会社の英国ベースの顧客

現在英国にパスポート権で事業展開している EEA 会社の、銀行、保険、投資信託及びその他の金融サービスにアクセスする英国ベースの顧客にとっては、暫定的許可制度が、これらの会社が離脱後 3 年間まで、英国の顧客にこれらのサービスを提供し続けることを可能にする。これにより、これらの会社が英国での営業を継続するための認可申請を行う時間が確保される。彼らが現在提供しているサービスの全範囲をカバーする承認を受けた場合、以前と同じようにサービスを提供し続けることができる。

英国の金融サービス賠償制度（FSCS）は、EEA 会社のいくつかの商品を含む、会社の破綻の場合に資格のある商品を保有する英国認可会社の顧客を保護する。規制当局は、今秋、このカバレッジを継続するための取り決めについて協議する予定である。

## （2-3）個人及び法人顧客— EEA で事業展開している英国会社の（海外在住の英国市民を含む） EEA 顧客

これとは対照的に、EU からの行動がない場合には、現在 EEA にパスポート権で事業展開している英国会社の EEA ベースの顧客は、EEA に居住している英国の市民を含めて、英国の会社が EEA にパスポート権で事業展開する権利を失うため、既存の貸付や預金サービス、保険契約（生命保険契約及び年金保険のような）に対してアクセスすることができなくなるかもしれない、これは、これらの会社が既存の商品のサービスを継続する能力に影響を与える可能性がある。

例えば、英国の投資銀行は、EU 全体の法人顧客に対して、資本市場を通じて、投資サービスや資金調達を提供しており、英国は欧州の投資銀行の主要な中心地である。EU の行動がない場合、EEA 顧客はもはや英国の投資銀行のサービスを利用することができなくなり、英国の投資銀行は既存の国境を越える契約に対応できなくなる可能性がある。

政府は、必要に応じて、これらの問題をできる限り英国側で解決するために、一方的な行動をとることにコミットしている。例えば、政府は、英国が EU を離脱してからの期間も含まれる場合を含めて、承認日から 12 ヶ月間の残りの期間有効であるように、離脱前に英国で有効な目論見書（異なる EU 加盟国の管轄当局によって承認されたものを含む）を引き続き取り扱うことをコミットしている。

しかし、英国当局は、現在金融サービスパスポートを使用して EEA にサービスを提供している英国会社の EEA 顧客に対するリスクに完全に対処する一方的な行動はできない。政府は、こうしたリスクを特定し対処するために、EU パートナーと協力することにコミットしている。

現在 EEA にパスポート権で事業展開している多くの英国の金融サービス会社は、新しい EU 認定子会社を設立するなど、離脱後も引き続き事業を継続できるように対策を講じている。これにより、英国会社は EEA 子会社を通じて離脱後に新しいサービスを提供することができ、場合によっては既存契約を新しい会社に移転することができる。

### (3)金融サービス会社とファンド

財務省は、英国が EU を離脱する時点で、完全に機能する金融サービス規制の枠組みが存在することを確実にするために、EU (離脱) 法 2018 に基づき、法律を制定する際にステークホルダーとの関わりを続けている。

この段階では、会社は、移行期間が 2019 年 3 月から 2020 年 12 月までになるとの前提で計画し、規制当局からの指針に引き続き従い続けるべきである。

規制当局は、EEA パスポートを使用して現在英国で事業展開又はマーケティングを行っている EEA の会社やファンドがどのような行動を取る必要があるのかを規定し、今後詳細を提供する予定である。

英国で規制された活動を続けることを望まないか、又は認可の申請に失敗した会社については、彼らが英国で規制された活動を規則正しく中止するように規定がなされている。

EU が継続性を維持するために行動しない限り、EEA にパスポート権で事業展開している英国の金融サービス会社は、離脱時にそれを行う能力を失うことになる。これは、EEA の許可がなく、そうすることが、関連する加盟国の規則及び第三国に適用される適用可能な EU 規則に違反することになる場合に、EEA ベースの顧客との契約上の義務を果たす能力に影響を及ぼす可能性がある。

政府は、必要ならば、英国側でこの問題を解決するために一方的な行動をとることにコミットしている。しかし、これはリスクに十分対処するには不十分であり、EU との協調行動が必要である。その一例は、英国と EU の金融会社間のデリバティブ契約であり、サービス提供の継続性を支持するために、両方の監督当局から許可が必要となる可能性がある。政府は、こうしたリスクを特定し対処するために、EU パートナーと協力することにコミットしている。

EU の法律に基づき、ファンドマネージャーは、EU 以外の国を含む他の国の第三者にポートフォリオ管理サービスを委任することが可能である。関連する EU 法の下で認可されたファンドと管理者に関しては、関連 EU 加盟国の監督当局と関連する非 EU 加盟国との間の協力のための要件がある。英国当局は可能な限り速やかに EU 相手国との協定に同意する用意ができており、これは英国を他の第三国と連動させるための技術的訓練である。そのような取り決めに整えるつもりがないと EU が確認しない限り、資産管理会社は委任モデルが継続することを前提として引き続き計画を立てることができる。

### (4)金融市場インフラ (FMI)

英国清算機関 (CCP) を使用している英国に拠点を置く清算メンバー (例えば、英国清算メンバーの英国に拠点を置く顧客) は、EU 離脱の結果として何らかの行動を取る必要はない。

英国以外の CCPs (EEA の CCPs を含む) の英国ベースのユーザーが、EU 離脱の結果として、大きな影響を受けないことを確実にするため、政府は、英国以外の CCPs が引き続き 3 年まで英国への

サービスを提供できるような暫定的な制度を提供している。暫定的な制度に入るために、英国以外の CCPs は、イングランド銀行に、離脱前に英国で清算サービスを提供し続けることを通知しなければならない。イングランド銀行はこれについての詳細な情報を適時に提供する予定である。しかし、EU の行動がなければ、EEA の清算メンバー及び取引所は、清算サービスを提供するために、もはや英国の CCPs を使用することができなくなる。さらに、EEA の顧客は、金利スワップなど、英国の CCPs による清算によって清算義務の対象となる一部の商品について集中的に清算するための要件をもはや満たすことができなくなる。

英国証券集中保管機関（CSD）は、現在、英国及びアイルランドの両方の市場にサービスを提供している。英国の証券を英国 CSD で決済する顧客の場合、離脱の結果として変更はない。EU 当局及び EU 諸国による措置が取られていない場合、EU の証券はもはや英国で直接決済することができなくなる可能性がある。

EU 加盟国を含む英国以外の CSDs の英国顧客に重大な影響がないことを確実にするため、政府はこれらの CSDs に移行的な規定の恩恵を受ける法律を提出している。これらの CSDs は、同等性と認識の決定が下されるまで、英国にサービスを提供し続けることができる。この制度の詳細は、2018 年 9 月に英国財務省とイングランド銀行が提供する予定である。

英国ファイナリティ規則（SFR）の下で、離脱日に既に指定されている FMI に対しては、いかなる行動も取る必要はない。英国の破産に関する指定は続く。

英国が EU を離脱すると、指定された金融市場インフラストラクチャー（FMI）が破綻行為からの保護の恩恵を受けることを可能にする EU ファイナリティ指令（SFD）枠組みの一部ではなくなる。政府は、SFD を実施する SFR によって付与された保護を継続するための立法を進める意向であると発表した。この法律は、英国以外の金融市場インフラストラクチャー（FMI）の指定を可能にし、イングランド銀行にこれらの FMI を指定する権限を与えるものである。この法律は、一部の英国以外の FMI が現在 EU ファイナリティ指令によって提供されている英国の保護から恩恵を受けることを可能にする暫定的な制度を提供する。

英国の FMI を指定する EU の行動がなければ、英国の FMI に対する EU のファイナリティ保護は中止される。これは、EU 顧客がこれらの FMI に高いリスクを提示し、もはやそのサービスにアクセスできなくなる可能性があることを意味する。

EU の行動がなければ、英国が EU を離脱すると、英国の取引所はもはや EU の取引所の資格を失うだろう。これは、彼らの国内法の下では、EEA 会社が英国の会場のメンバーに加わることができない可能性があることを意味する。英国の会場はまた、EEA 会社が特定のエクイティ及びデリバティブ取引を行う会場にもならない。これは、EEA 会社が特定のデリバティブで取引することを妨げる可能性があり、EU 内で代替可能な場は存在しない。これにより、英国と EU の市場流動性が低下する。

英国に現在パスポートを有している EU の市場運営者は、英国の会社を彼らの市場に参入させるために FCA によって認知される必要はない。しかし、英国で規制された活動を行う EU 市場運営者は、認知された海外投資取引所としての認定を求めるべきである。さらに、英国に本拠を置く会社は、もはや、EEA 取引所で一定のエクイティ及びデリバティブ取引を引き受けることができなくなる可能性がある。しかし、代替の英国及び国際的な会場が存在し、英国の市場参加者に利用可能となるだろう。

政府は、離脱後に英国及び英国以外の信用格付け機関（CRAs）及びトレード・リポジトリ（TRs）の両方を認可し、規制する権限を FCA に与える予定である。政府は英国の CRAs と TRs に彼らの既存の EU 認可を英国の認可に転換できる権限を FCA に付与する予定であり、転換する英国の CRAs と TRs の英国顧客は何らの行動も起こす必要はない。

EU が何らの措置も講じないと、EEA 会社はこれらの英国会社にアクセスできなくなる。

EU が、英国ベースの CRAs を同等と承認する行動を取らなければ、英国ベースの CRAs の格付けは、英国が EU を離脱すると、もはや規制目的のために EU で使用することはできなくなる。

政府は、EU の CRAs と TRs の英国の顧客への影響を最小限に抑えるために、暫定的な制度を導入することを法制化しようとしている。TRs 及び CRAs の制度の詳細は、2018 年 9 月に財務省が提供する予定である。

## (5) データ共有

政府は、英国と EU の間での個人データの転送に関する技術的な通知を公表する予定である。英国と EU の間で個人情報を受け取り、又は譲渡する組織（金融機関を含む）が、合意なしで英国が EU を離脱することに対して準備する場合のさらなる詳細については、この文書を参照すべきである。

## (6) さらなる情報提供

財務省は、EU（離脱）法 2018 に基づく金融サービス法へのアプローチ<sup>7</sup>の詳細を公表している。法案と政策ノートのドラフトも、議会に提出されている法律へのリンクと共に、以下のサイトで見つけることができる。

<https://www.gov.uk/government/collections/financial-services-legislation-under-the-eu-withdrawal-act>

FCA は、Brexit に向けた準備<sup>8</sup>に関する会社の指針を公表した。

イングランド銀行は、EU（離脱）法 2018 に基づく金融サービス法へのアプローチ<sup>9</sup>を定めた文書を発行している。

FCA は、会社や FMI（Financial Market Infrastructure：金融市場インフラ）がどのような行動を取るべきかを含む暫定的許可制度<sup>10</sup>についての情報を公開している。

PRA は、会社や FMI がどのような行動を採るべきかを含む暫定的許可及び暫定的認識制度<sup>11</sup>についての情報を公開している。

この技術的な通知は、必要に応じて更新される。

この通知は、指針のためだけのものである。具体的な準備をする前に専門的な助言が必要かどうかを検討する必要がある。

これは、全ての可能な結果を計画するための政府の進行中のプログラムの一環である。英国政府は、EU との成功した取引交渉が行われることを期待している。

<sup>7</sup> <https://www.gov.uk/government/collections/financial-services-legislation-under-the-eu-withdrawal-act>

<sup>8</sup> <https://www.fca.org.uk/firms/preparing-for-brexit>

<sup>9</sup> <https://www.bankofengland.co.uk/news/2018/june/boes-approach-to-financial-services-legislation-under-the-eu-withdrawal-act>

<sup>10</sup> <https://www.fca.org.uk/brexit/temporary-permissions-regime>

<sup>11</sup> <https://www.bankofengland.co.uk/news/2018/july/temporary-permissions-and-recognition-regimes>

## 5 | 今回のガイダンスに対する反応

EU の監督者、英国の保険会社及びその他の金融会社は、今回の技術的な No deal 通知に対して、様々な反応を示している。

### (1)EIOPA（欧州保険年金監督当局）

Brexit に関しては、EIOPA は、2018 年 5 月に「英国の EU からの離脱を踏まえた保険及び再保険会社のソルベンシー・ポジションに関する意見（Opinion on the solvency position of insurance and reinsurance undertakings in light of the withdrawal of the United Kingdom from the European Union）」を公表<sup>12</sup>して、各国監督当局が、Brexit に伴う、保険及び再保険会社のソルベンシー・ポジションに対するリスクに適切に対処することを確実にすることを呼びかけた。この内容については、保険年金フォーカス「[Brexit\(英国の EU 離脱\)に伴う 14 のソルベンシーリスク - EIOPA が保険会社のソルベンシー・ポジションに関する意見書を公表](#)」（2018.6.26）で報告した。

この中で、EIOPA 会長の Gabriel Bernardino 氏は、「リスク管理において、特に保険会社は、英国が第三国になり、内部市場を離れるというシナリオに備えるべきである。国家監督当局が各国の市場へのリスクを監視し評価し、タイムリーで効果的な監督を行うことが重要である。」と述べた。

### (2)ABI（英国保険会社協会）

ABI の規制担当ディレクターである Hugh Savill 氏は、「Brexit の契約問題に対処するための規制上の取引に緊急の合意が必要」とのコメントを公表<sup>13</sup>した。

さらに、「今日のペーパーでは、保険会社が来年 3 月末以降に EU に拠点を置く顧客に対して支払いを行うことができないリスクを強調している。」とし、さらに「明らかに保険会社は顧客に対する約束を守りたいが、この問題は海外の英国の年金受給者を含む何百万人もの保険顧客に影響を与える可能性がある。EU 当局がそうしたいと望むならば、英国と EU の規制当局間の協力によって解決することができる。保険会社はもちろん、今、自社の事業のためのコンティンジェンシー・プラン（Contingency Plan）を何ヶ月も作ってきているが、この契約上の問題は、保険会社自身が対処できるものではない。」と述べた。

（参考）Brexit に向けた英国保険会社の対応

英国保険会社のいくつかは、No deal Brexit の（好ましくない）結果を緩和するために、EU 子会社を設立する努力を強化している。

現在、EU のビジネスにアクセスするためにパスポート権を使用している英国の保険会社は、Brexit 後には、既存の EU の契約に対する請求に対応できないという潜在的な問題について、より真剣に受け止めており、これへの政府レベルでの緊急の対応を求めている。

### (3) TheCityUK

<sup>12</sup> プレスリリース資料

<https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/EIOPA%20calls%20upon%20NSAs%20to%20ensure%20that%20insurers%20properly%20address%20all%20risks%20to%20their%20solvency%20position%20in%20light%20of%20Brexit.pdf>

<sup>13</sup> <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2018/08/urgent-agreement-needed-on-regulatory-deal-to-address-brexit-contracts-issue/>

英国に拠点を置く金融及び関連するプロフェッショナルサービスを代表する業界主導の団体である TheCityUK の最高経営責任者の Miles Celic 氏は、コメントを公表<sup>14</sup>して、政府の行動を歓迎した。

「今日のペーパーは、英国政府が潜在的な混乱のリスクを最小限に抑えるために取っている、賢明で実践的な行動をまとめたものである。我々は、欧州委員会と EU 加盟国に対し、できるだけ早く自らのコンティンジェンシーを導入するように促す。」と述べた。

さらに、「緊急の課題リストのトップは、契約の継続性の未解決の問題に取り組む必要性である。業界も英国もこれを自分たちだけで解決することはできない。これは、顧客やクライアントに影響を与える現実的な問題である。EU 当局がそれに取り組む時が来た。」と述べた。

#### 4—Brexit 後の国境を越えた保険契約の取扱等を巡る英国と EU 等の動き

8月の英国政府の「No-deal Brexit ガイダンス」の中でも触れられ、英国の保険業界が Brexit に伴う最も大きな課題の1つであるとしている「国境を越えた保険契約 (Cross-border contracts) の取扱」を巡る動きについては、英国と (英国以外の) EU の間での認識や対応に差異が見られている。

##### 1 | 英国での対応

英国での認識や対応については、これまで述べてきたように、EU 各国の監督当局が所要の法的対応等を行う必要があるとして、英国の政府や保険監督当局は自ら法制化等の所要の対応を行ってきている。

##### 2 | EU での対応

6月に、イングランド銀行の Mark Carney 総裁は、「約£82bn の保険負債が Brexit のためにリスクにさらされている。」とし、これらの国境を越えた保険契約者を保護するための欧州委員会の行動を求めた。

欧州委員会の Valdis Dombrovskis 副会長は、7月11日の記者会見で「Brexit は、既存の国境を越えた金融契約にリスクを及ぼさない。」とし、「国境を越えた保険契約の保有者 4800 万人が、Brexit の影響を受けず、欧州の監督当局がさらなる対策を講ずる必要はない。」「Brexit 後でさえ、既存の債務の履行は一般的に続けることができるので、契約の継続性に関連した一般的な性質の問題は現段階では現れていないようだ。」と述べていた。

これに対して、英国の保険業界は、「英国は、Brexit 後、EU ベースの保険会社によって引き受けられた保険契約が英国で引き続き有効であることを保証しているのに対して、互恵的な約束がない。」として、怒りを表明した。

EIOPA は、7月12日に「国家監督当局の助けを借りて、契約の継続性を確保することは保険者の責任である。」との意見を公表した。

なお、EIOPA は、6月28日に「英国の EU からの離脱の影響についての顧客に対する情報の開示に関する意見 (Opinion on disclosure of information to customers about the impact of the

<sup>14</sup> <https://www.thecityuk.com/news/financial-services-in-the-uk-well-advanced-on-brexit-preparation/>

withdrawal of the United Kingdom from the European Union)」を公表<sup>15</sup>している。

この意見の中で、EIOPA は、「EIOPA は、離脱日前に締結され、離脱日以降有効のままである保険契約に関わっている。保険会社はサービスを継続し、顧客に対する義務を履行できなければならない。」として、「現在、会社がサービスの継続性を確保するために選択できる法的枠組みの中には、多くの選択肢がある。例えば、契約の EU 内又は英国の子会社への移管、保険会社がどこをベースにしているのかによるが、第三国支店の設立、又は欧州会社の法的形態における英国保険会社の所在地の変更である。」と述べた。

さらに、「EIOPA はまた、英国の離脱が契約にどのように影響するかについて、できるだけ多くの情報を消費者に提供しなければならない、ことを保険会社にリマインドしている。また、顧客が契約を締結するか、契約を更新するかを決定する前に、コンティンジェンシー・プランを説明し、契約上の権利とサービスの提供に与える影響についても説明する必要がある。」とした。

加えて、「各国の監督当局が、ローカルの保険会社がコンティンジェンシー・プランを作成し、顧客に十分な情報を提供するための監督措置を強化することを期待している。EIOPA は、保険会社の行動の包括的な見直しを確立するために国家監督当局間の継続的な対話を提案する。」と述べていた。

## 5—まとめ

ここまで、今回のレポートでは、Brexit に向けての英国政府の対応のうち、Brexit 後にソルベンシー II を国内法に適用する場合に必要な関連する法規制等の修正について規定したドラフト法律文書（ドラフト SI）の内容及び No-deal Brexit の結果に備えてのコンティンジェンシー・プランに関するガイダンス（No-deal Brexit ガイダンス）について、報告してきた。

### 1 | イングランド銀行による新たな文書の公表

こうした動きの中で、10月25日には、イングランド銀行が Brexit に関して、いくつかの新たな文書を公表している。

その中で、例えば、「EU (離脱) 法の下でのイングランド銀行の金融サービス法へのアプローチ- 2018年10月 (Bank of England's approach to financial services legislation under the European Union (Withdrawal) Act - October 2018)」<sup>16</sup>とするコミュニケーション・パッケージは、Brexit に起因する規則及び拘束技術基準の変更を規定している。また、暫定的認可や認識制度を含む、英国で事業展開している EEA 会社や英国以外の FMI に対する認可と認定のプロセスについてのさらなるガイダンスを示している。このパッケージは、Brexit に関連するもの以外の政策の変更を反映しておらず、Brexit を前提とした会社との以前のコミュニケーションに基づいている、としている。

このコミュニケーション・パッケージには、以下が含まれている。

1. PRA の最高行政官で健全性規制担当副長官の Sam Woods 氏から、PRA によって認可され規制されている全ての会社とパスポート権を通じて EU の残りの国々からの英国への国境を越えた活動

<sup>15</sup> <https://eiopa.europa.eu/Publications/Opinions/EIOPA-BoS-18-119-Opinion%20on%20Disclosure.pdf>

<sup>16</sup> <https://www.bankofengland.co.uk/news/2018/october/boes-approach-to-amending-financial-services-legislation-under-the-eu-withdrawal-act-2018>

を行う EEA 会社に対する CEO 宛のレター<sup>17</sup>、イングランド銀行の金融安定性副総裁の Jon Cunliffe による、英国以外の CCPs) 及び英国以外の CSD) に対しての Brexit の準備に関するアプローチの更新

2. 移行措置の提案された使用を含む、規則及び拘束技術基準への変更に関するイングランド銀行の一般的なアプローチを述べたイングランド銀行/PRA の共同コンサルテーションペーパー。また、EU ガイドラインと勧告に関連する会社と FMI の期待を示す監督声明 (SS) も含まれている。
3. PRA 規則と関連する拘束技術基準への主要な変更を述べた PRA のコンサルテーションペーパー。協議は、財務省がその政策意図を公表したか、関連する法律をドラフトで公表したか、議会に提出した EU 法に関連する変更を対象としている。
4. 金融市場インフラ (FMI) 関連の結合技術基準やルールへの重要な変更を設定している FMI コンサルテーションペーパー。協議には、既存の拘束力のない国内資料に関する FMI の期待に関するドラフト監督声明も含まれている。
5. 破綻処理と関連して拘束技術基準への変更を示す破綻処理コンサルテーションペーパー。また、英国の EU からの離脱に起因する不備を考慮して、会社がどのようにして破綻処理に関するイングランド銀行の政策声明を解釈すべきかを提案している。

また、イングランド銀行の Web サイトを最新の情報に更新しており、これまでの EU とのコミュニケーションを単一の Web ページで行うことができる、としている。これには以下が含まれている。

6. 適格性、制度への加入と制度からの脱退、TPR の企業に適用されることが期待される規則を含む、暫定的許可制度 (TPR) に関する企業の情報
7. 暫定的認可制度 (TRR) に関する英国以外の CCP に関する追加情報及び英国以外の CSD の移行プロセスを含む、英国外から FMI のプロセスに関する情報。イングランド銀行は、影響を受ける企業に対して、さらに多くの情報を提供している。

## 2 | Brexit 後の EEA 会社への対応—暫定的許可制度の確認—

「3—No-deal Brexit (合意なしの英国の EU からの離脱) に対する英国金融規制当局のガイダンス」の中で述べたように、Brexit 後も引き続き英国において事業を継続することを希望する EEA 会社は、PRA からの認可を受ける必要がある。この認可は、英国の EU からの規律だった離脱がある場合には、移行期間が終了するまで要求されない。ところが、No deal Brexit の場合、移行期間がないシナリオでは、PRA は、英国政府が提案した権限を行使することになる。これに対して、英国政府は、会社に変更を遵守するのに十分な時間を確保できるように移行的な救済を認めるために、暫定的許可制度 (TPR) の導入をコミットしていた。

これに関して、今回のコミュニケーション・パッケージの中の、「Sam Woods 氏から保険会社の CEO 宛のレター」の中で、Sam Woods 氏は、「移行期間がない場合、暫定的許可制度 (TPR) は、

<sup>17</sup> <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/letter/2018/update-to-firms-on-the-boes-regulatory-approach-and-firm-preparations-for-eu-withdrawal.pdf?la=en&hash=3E85FCA4466E0AF2ED240B4466A719300D8FCC80>



離脱後、会社が PRA からの承認を求めている間、限定された期間の事業展開を認めている。」と述べて、改めて、この問題への対応を確認している。

以上、Brexit を巡る状況については、相当程度に不透明な状況になっているが、こうした状況下でも、今回のレポートで報告してきたように、英国の政府や監督当局等は、No-deal Brexit シナリオの可能性も踏まえた上で、着実に必要な対応の検討等を進めてきている。

ソルベンシー II に関連する事項については、基本的には保険会社と保険監督当局との問題であり、保険契約者に直接的な影響を及ぼすものではないが、欧州における保険会社間の公平性等にも関係してくることから、Brexit 後の英国の保険監督当局及び EIOPA や EU 各国の保険監督当局の今後の対応が注目されることになる。

一方で、クロスボーダーの保険契約の取扱等に関しては、このレポートで述べたように、英国と EU の間での課題意識の差異等を反映して、両者の間でのコンフリクトが発生しているようである。これは、保険契約者自身が直接的な影響を受ける可能性がある問題であり、しかも Brexit と共に即時に関係してくる問題である。できる限り早期に、両者間の共通認識がまとまり、必要に応じて、適切な対応が図られていくことが望まれることになる。

Brexit を巡る英国の政府及び監督当局等の対応については、欧州における監督・規制の統一性・整合性に関して、今後の国際的な各種システムを検討していく上でも、極めて関心の高い事項であることから、今後の動向についても、引き続き注視していくこととしたい。

以 上